

## 日本年金機構運営評議会（第50回）議事要旨

1. 開催日時 令和4年10月12日（水）10時00分～12時00分

2. 場 所 日本年金機構本部多目的ホール

3. 出席委員

会場出席委員：菊池座長、和泉委員、植西委員、西沢委員、庭野委員、  
真屋委員

オンライン出席委員：本多代理委員（佐保委員代理）、嵩委員、寺田委員、  
古川委員、山本委員

4. 議題

- ① 令和3年度業務実績の評価について
- ② その他

5. 意見概要 （○：委員意見 ●：機構からの説明）

### [議題①]

#### 令和3年度業務実績の評価

○ 3年連続でC評価がなく、また、A評価が1つ増えたということは、これまでの施策が実を結んだ結果であり、皆さんのご努力が素晴らしいと思った。私の仕事の関係上、繰下げ上限年齢の引上げに伴う対応について注目をしていたが、システム開発がスムーズに行われて良かった。この改正により、年金はただ年齢がきたらそのまま受け取るというものから、将来のマネープランを設計するためのツールの1つとなったと思う。

○ これだけの大きな組織で、それぞれの項目についてきめ細かな対応をされていることについて、感謝したい。特に、外部委託先では、気を抜くとどこかで間違いが発生するということになりかねないが、そうした中で十分に対応している。今後とも頑張っていただきたい。

● マネープランの設計に関して、見込み額の試算結果などをいかに総合的に提供できるかが課題であり、厚生労働省とも連携しつつ、お役に立つようなサービスをさらに提供してまいりたい。

多様な外部委託があり、この管理は極めて重要で難しい。事故が起きないよう引き続き努力してまいりたい。

- 皆さんのご努力により、これまでの中で1番良い結果だと思う。  
短時間労働者の適用拡大を念頭に置いてのコメントであるが、制度周知の広報に際しては、企業に対してだけではなく、個々の被保険者が留意すべき点を伝えていくということも重要なことだと思う。また、年金生活者支援給付金については、多く報道されていた頃と比べ、時間も経過しているため、対象要件などの制度内容を改めて周知しても良い時期かと思う。
- まず、年金生活者支援給付金に関しては、新たに支給対象となる方や支給が停止となる方に対し、現在も私共の方からお知らせをしている。  
短時間労働者の適用拡大に関しては、被保険者のすべての個々ケースをご説明することは難しく、また、被保険者の方の個人の選択には中々踏み込めないという側面もあるが、例えば、人により様々なケースがあるということを踏まえて職員へ研修を行うなど、努力してまいりたい。
- 職員が増えない中で、間違いのない丁寧な対応を行うには、ICT化などと組み合わせて、業務効率化を図ることが重要となるので、引き続きこれらの施策について取り組んでいただきたい。また、他の委員からも同様のご発言があったが、被用者年金の適用拡大は、社会的に関心が高いテーマであるので、企業、被保険者にわかりやすい丁寧な対応を引き続きしていただきたい。
- 業務効率化をさらに進めるため、紙の処理をいかにくすかという問題に引き続き対処してまいりたい。被用者保険の適用拡大に関して、約5万社弱に対して、1年半かけて丁寧な説明を事前にやってきた。その上で、届出状況を踏まえながら、きちんと対応してまいりたい。
- 障害認定の専門性を高めるという点に関して、具体的にどういう取り組みをしているか、補足的な説明をいただきたい。  
沖縄県の納付率が向上する一方で、沖縄県に追い抜かれる県が出てきた。どういった状況や事情があったのか、ご説明いただきたい。
- 障害認定では、職員が事前確認を行った上で、認定医に認定をしていただき、問題がある場合は他の認定医の認定結果と比較し、一致しない場合、審査委員会で決定する。不支給決定や減額決定を行った場合は、お客様に対して理由を付記してお知らせをする。傷病別にこのような仕組みを作り、職員の研修も進め、認定の正確性を引き上げ、担保する努力をしている。

沖縄県の納付率が向上した一方で、大都市圏の納付率が低いという問題があり、被保険者数を多く抱えた事務所の体制を強化し、専任の課を作つて対応している。

- 障害認定は非常に難しいと思うが、きめ細やかな対応を引き続きしていただきたい。  
納付率の問題等については、今後、雇用形態が多様化する傾向が強まっていくと思われるため、より積極的に取り組んでいただきたい。
- 令和3年度業務実績の評価概要について、ひとえに各現場で職員の皆様が懸命な努力を重ねられた結果であり、改めて敬意を表したい。  
有期雇用職員の給与に関して最低賃金が上昇する中で必要な人材を確保するための処遇の見直しの検討も含め、業務の質・量に見合った人員体制の確保を引き続き進めていただきたい。  
また、事務センターにおける年金給付業務の集約に関する検討状況、業務が拡大しているお客様相談室の負担軽減策等について、伺いたい。
- 有期雇用職員の採用は、応募者が多い状況にあり、特に苦労しているという状況にはないが、処遇については最低賃金及び市場の動向を踏まえ地域の実情に応じて対応してまいりたい。  
事務センターの給付業務の集約については、より効率的・正確性を高めて、お客様にご不便もおかけしないような集約の在り方に関し、現場の実態、意見も踏まえながら慎重に検討を進めているところである。  
お客様相談室に関しては室長の負担が多いことから、室長代理、主任に権限を委譲できる体制を作った。
- 年金給付がA評価となったこと、他の項目も評価を維持されたことについて敬意を表したい。  
法改正にあたり、制度設計をするのは国会であり、厚生労働省であるが、その改正内容が運用面で実行するのが難しいというようなものにならないよう、機構と厚生労働省で運用面などの実現可能性を協議する場があるか教えていただきたい。
- 制度を実務にするというのは非常に難しいことであるため、厚生労働省、機構において、お互い何をすべきか、そこに起きる課題に対してどう対処していくのか、議論を積み重ねている。

- 業務実績評価について、前年度、前々年度より高評価を得られたこと、その努力に敬意を表したい。今後も事業計画を意識しながら、国民目線に立って継続していただきたい。
- システムの進化と、それを動かすマニュアル、現場に落とし込む愛情の3つが上手く加味されて本日の状況が生まれたのだろうと思う。
- ご尽力に非常に深い敬意を表したいのと、今後多くの年金受給者や、これから年金を受給する人達にとって、有意なものになるようご尽力いただきたい。評価の項目の中では、私どもの法人も同様であるが、業務運営の効率化などの項目は、A評価まで到達するのは難しいという印象を持った。

## [議題②]

### その他

- ・被用者保険の適用拡大の対応状況
- ・事務処理誤り等(令和3年4月分～令和4年3月分)の年次公表
- ・女性活躍と働き方改革の推進について

- 女性活躍の取り組みに関して、是非お願いしたいのは、女性活躍というテーマを女性だけのものにすることなく、男性の意識改革と働き方改革を進め、男女ともに、管理職の皆さん生き生きとしたお手本をこれから職員に見せていただくよう取り組んでもらいたい。  
次期管理職の育成の観点を拠点長の評価項目に組み込むことは、今いる管理職も他人事ではなく自分事として、この取り組みについて感じることとなり、非常に良いと思う。
- お客様相談室長の残業が多いことが気になる。お客様対応の中でも複雑な案件は、他のお客様相談室の職員にも共有し、類似の案件を確認して対応したり、対応経過を録音するなど、業務プロセスの見直しにつながるようなものがあると良い。
- お客様相談室長の時間外勤務が多いことについて、聞き取りを行い、お客様相談室の室長の権限委譲、室長代理の拡大に取り組んでいる。

- 被用者保険の適用拡大に関連して、コロナ禍の影響等により、企業から厳しいというような声が寄せられているか教えていただきたい。
- 施行されて間もない状況であるが、現時点で大きなトラブルや、そういった声があるということは聞いていない。今後も把握に努めてまいりたい。
- 事務処理誤りに関して、実際に何人が影響を受けたのか。また、管理職試験の応募条件にある年度末年齢 35 歳について、35 歳以上という根拠がもしあれば、ご説明いただきたい。
- この公表は事務処理誤りを起こさないため、どのような事務処理誤りが発生し、それに対してどういう対処が必要かという意味で行っているため、累計として件数を公表している。
- 管理職登用の応募条件についてはより管理職を目指していただくため、この辺りの年齢から後押ししようと対象に入れて実施した。
- 納付猶予額がかなりの額となっているが、不良債権化するようなことはないのか。
- 納付猶予額について、滞納額に大きな影響を与える状況にはなっていない。この猶予額を不良債権化しないために、新規調定額以上の納付計画を前提としていくことが必要である。既にある新規調定額を下回った計画をいかに減らしていくかがポイントであり、ご指摘のとおり不良債権化しないよう最大限の努力はしていかなければならない。
- 事業所調査の確実な実施のため人員の追加配置や、関係機関等とのさらなる連携等を検討いただきたい。また、法改正によらず任意特定適用事業所を増やすことで、更なる適用拡大を進めることも併せて重要だと思っている。このタイミングでのさらなる告知強化を検討いただきたい。
- 適用拡大について、体制を強化して順調に進めている。今後、施行以降は届出が提出されない事業所に対し事業所調査を計画的に行うこととしており、体制面は十分対応できる状況であり、しっかりやっていきたい。任意特定適用事業所について、こうした機会を踏まえ少しでも被用者保険のメリットを享受していただけるよう取り組んでいきたい。

(以上)